

秋田県スキルアップ促進奨励金 申請要領

I 概 要

1 目的

在職者等の主体的な学び直しの促進を目的とし、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を6ヶ月を超えて受講した者に対し、奨励金を支給します。

2 支給対象者

次の①から②を全て満たす者となります。

- ①受講開始日及び奨励金の支給申請日時点において、秋田県内在住の者であること。
- ②令和6年4月1日以降に、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練の受講を開始し、申請日において6ヶ月を超えて受講していること。

3 支給額

支給額は、下表に定める額を支給します。

支給額	専門実践教育訓練給付対象経費の1 / 4 ※最初の支給単位期間分のみが対象となります。
限度額	5万円

申請までの流れ

専門実践教育訓練
訓練前キャリア
コンサルティング

受給資格
確認

受講
開始

6ヶ月受講

秋田県
スキルアップ
促進奨励金
申請・受給

専門実践教育
訓練給付金
(1回目)
申請・受給

※本奨励金を受給した場合、専門実践教育訓練給付金(第1回)の申請時に必ず申告してください。
各ハローワークでは、本奨励金を差し引いた額での算定となります。

◆奨励金に関するお問い合わせ先◆

秋田県 産業労働部 雇用労働政策課
電話番号：018-860-2334
(土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く。)

Ⅱ 申請から支給までの流れ

提出する書類や支給の手順などについては、次のとおりです。

1 提出書類の準備

以下のとおり、書類をご準備ください。（詳細は4ページ～参照）
郵送申請・電子申請どちらの場合も準備する書類は同じです。

- ・秋田県スキルアップ促進奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ・請求書（様式第2号）
- ・専門実践教育訓練給付金受給資格者証の写し
- ・領収書の写し
- ・振込先口座が確認できる通帳の写し等
- ・本人確認書類の写し（運転免許証など）



2 申 請（書類等の提出）

書類は、次のあて先へお送りください。
（※提供を受けた情報は、当奨励金の交付事務以外には使用しません。）

◆あて先◆

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部雇用労働政策課
（※「秋田県スキルアップ促進奨励金申請書類在中」と記載願います。）



3 審 査

提出書類の記入もれ、必要書類の不足などがないか確認いたします。
不備があった場合、担当者へ連絡します。内容によっては、書類の再提出や追加書類の提出をお願いする場合があります。



4 支 給（お振込）

審査後、指定口座へお振込します。
すべての書類が整ったことを確認してから、おおよそ3週間から4週間後にお振込となります。

※支給後に申請内容等の虚偽や誓約内容に違反があった場合などは支給を取り消し、返還を命じる場合があります。

Ⅲ 申請について

申請期間、注意事項、申請方法、提出書類、提出先などは、次のとおりです。

1 申請期間

令和7年4月1日から令和8年3月19日まで（必着）

2 注意事項

- ◆提出書類を手書きで作成する場合は、ボールペンでご記入ください。
（※消せるペンで記載している書類は受理できません。）
- ◆A4サイズ未満の書類がある場合は、A4サイズ用の紙に貼付してください。
- ◆提出書類の不足などで申請者に連絡をとった際、連絡がつかず確認できない期間が続いた場合は、「令和8年3月19日」に達した時点で、申請を取り下げたものとみなします。

3 申請方法

（1）郵送による方法

申請書類の入手方法又は場所

以下の方法により、申請に必要な書類を入手することができます。

- ◆秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」（コンテンツ番号 87052）からダウンロードできます。

（2）電子申請による方法

電子申請の入力画面

- ◆秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」（コンテンツ番号 87052）に掲載の「電子申請サービス」にアクセスして申請してください。

4 提出書類（郵送申請・電子申請共通）

記載例や見本をP5～15に掲載しましたので、併せてご確認ください。

- (1) 交付申請書兼実績報告書（様式第1号） 【記載例 P5～6】

※提出の際は、必ずA4両面印刷としてください。

※誓約事項を熟読し、ご理解の上、チェックを入れてください。

- (2) 請求書（様式第2号） 【記載例 P7】

- (3) 専門実践教育訓練給付金受給資格者証の写し 【見 本P8～9】

- (4) 領収書の写し

- (5) 振込先口座が確認できる通帳の写し等

※ 振込先口座の銀行名、支店名、口座種別、口座番号、名義人(カタカナ)が確認できるページ（通帳の表紙を開いた最初の1ページ目）をコピーしてご提出ください。

- (6) 本人確認書類の写し

※ 申請時点で有効なものであり、記載された住所が上記（1）申請書兼実績報告書に記載する住所と同一のものに限ります。具体的には次の書類の写しになります。

- (例)・運転免許証 ・マイナンバーカード(オモテ面のみ) ・障害者手帳 ・在留カード
・パスポート（顔写真の掲載ページ）＋住民票（公共料金の請求書でも可）
・健康保険証（※）＋住民票（公共料金の請求書でも可）

※ 健康保険証の写しについては、「被保険者記号・番号」部分を復元できない程度にマスキングして提出してください。

※ 上記のほか、申請内容に応じてその他の書類を追加で提出いただく場合がありますので、ご理解をお願いします。

※ 電子申請の場合の注意点

人材開発支援助成金支給決定通知書および支給申請書類の写し、振込先口座が確認できる通帳の写し、本人確認書類の写しを電子申請サービスで提出する際は、各書類をスキャンしたPDF ファイル等を添付ファイルとしてご提出ください。

なお、不鮮明なものを提出しないよう、提出前に再確認の上、申請をお願いします。

5 提出先（あて先）

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県産業労働部雇用労働政策課 宛て 「秋田県スキルアップ促進奨励金申請書類在中」

記載例

すべての項目において、「消せるペン」では記載しないでください。

様式第1号（第6条関係）

※本様式は必ず両面印刷で提出してください。

秋田県知事 宛て

6ヶ月を超えて受講した後の日付となります。

(日付は、土・日、祝日、12月29日～1月3日を除いて記入してください。)

令和 年 月 日

郵便番号、所在地を記入してください。

申請者 〒 〇〇〇 — 〇〇〇〇

住所 秋田県秋田市山王三丁目1番1号

氏名 秋田 太郎

押印は不要です

(電話番号 018-860-2334)

秋田県スキルアップ促進奨励金交付申請書 兼 実績報告書

秋田県スキルアップ促進奨励金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請等します。

1 交付申請額 50,000 円

申請額は、訂正印による修正はできません。

(申請書の書き直しとなります。)

2 奨励金申請額の内訳

専門実践教育訓練給付 対象金額 (A)	奨励金の交付割合 (B)	交付申請額【限度額5万円】 (C = A × B)
120,000 円	4分の1	50,000 円

限度額(5万円)を超える場合は、

※千円未満切り捨て

「50,000円」と記載してください。

3 対象訓練等

教育訓練講座名	〇〇講座	「50, 000円」と記載してください。	
受講開始日	令和6年4月1日	受講修了予定日	令和7年3月31日

4 申請者の基本情報

雇用保険被保険者番号	1234-567890-1	生年月日	年 月 日
メールアドレス	〇〇〇@△△△	勤務先	秋田製菓(株)
取得した資格を活用した就職・転職等の意向の有無	(有) . 無		

現在、就職していない場合には、

“無職”と記載してください。

※記載いた

申請の可否に影響はありませんが、取得した資格を活用して、転職などのキャリアアップを図りたいと考えている等の意向がありましたらお知らせください。

で使用することはありません。

5 誓約事項

秋田県スキルアップ促進奨励金の申請にあたり、次のとおり誓約します。

(誓約事項をよく読み、☑を入れてください。)

☒	交付対象要件を全て満たしているとともに、申請内容に虚偽や不正等はありません。
☒	受講開始日及び申請日において、秋田県内在住で間違いありません。
☒	秋田県から検査、報告、是正についての求めがあった場合は、これに応じます。
☒	不正受給が判明した場合には、奨励金の支給の取消及び返還に異議なく応じます。

記入漏れ等により☑を忘れた場合、申請は受理できません。ご注意ください。

裏面へ続く

すべての項目において、「消せるペン」では記載しないでください。

様式第 1 号（第 6 条関係）

※本様式は必ず両面印刷で提出してください。（裏面）

【添付書類】

☒	請求書（様式第 2 号）
☒	専門実践教育訓練受給資格者証の写し
☒	領収書の写し
☒	本人確認書類の写し（運転免許証など）
☒	振込先口座が確認できる通帳等の写し

記載例**すべての項目において、「消せるペン」では記載しないでください。**

様式第2号（第6条関係）

請 求 書

令和 年 月 日

請求日は記入不要です秋田県知事 宛て
(課名 雇用労働政策課)

債権者 住 所 秋田市三丁目1番1号
氏 名 秋田 太郎

**交付申請書兼実績報告書
(様式第1号)と同じ住所、
氏名を記入してください。**

押印は不要です

「秋田県スキルアップ促進奨励金」を次のとおり請求します。
については、次の口座に振り込んでください。

請 求 金 額 50,000 円

請求金額は、交付申請書兼実績報告書(様式第1号)の申請額と同じ金額を記入してください。**※訂正印による修正はできません。(書き直しとなります。)****○で囲んでください**

金融機関名	山王	銀行・金庫 組合・農協	本・支店名	秋田県庁	本店 支店
口座種別 ※○で囲む	普通 当座・貯蓄	口座番号 ※右詰め	1 2 3 4 5 6		
口座名義 ※カタカナで記載	アキタ タロウ	○で囲んでください	○で囲んでください		

【連絡先等】

氏 名	秋田 太郎
電 話 番 号	018-0000-0000
メールアドレス	00000@00000

様式第33号の2の3 (第1面、第2面)

教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)及び教育訓練支援給付金受給資格者証 (第1面)

1. 被 保 険 者 番 号		2. 氏 名	
3. 性 別		4. 受講開始時年齢	5. 生 年 月 日
6. 離職又は在職の別の表示		7. 住 所 又 は 居 所	
8. 支払方法(記号(口座)番号—金融機関名—支店名)			
9. 支 給 番 号			
10. 離職時賃金日額		11. 支 給 日 額	
12. 教 育 訓 練 実 施 者 名		13. 教 育 訓 練 施 設 の 名 称	
14. 教 育 訓 練 講 座 名			
15. 指 定 番 号	16. 実 施 方 法	17. 訓 練 期 間	
18. 受 給 資 格 確 認 年 月 日	19. 受 講 開 始 日	20. 受 講 修 了 予 定 日	
21. 登 録 資 格			
22. 登 録 訓 練 経 費			

管轄公共職業安定所

電話番号

交付 年 月 日

公共職業安定所長印



折 り 曲 げ 線

注 意 事 項

- この証は、受講修了日から1年間は大切に保管してください。
もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り曲げないでください。
- 教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)、又は教育訓練支援給付金を受けようとするときは、この証を関係書類に添えて、原則として、管轄公共職業安定所の長に提出してください。
- あなたが預貯金口座への振込みの方法によって支給を受ける場合、支給金額欄の金額をあらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振り込む手続きを、支給決定後に行いますので、その金融機関から支払いを受けてください。この場合、その金融機関から支払いを受けることができる日が、給付金の支給日となります。
- 定められた出頭日に来所しないときは、教育訓練支援給付金の支給を受けることができなくなることがあります。
- 教育訓練支援給付金を受給するために、失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があった場合はその旨を必ず届け出てください。
- 偽りその他不正の行為によって教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)又は教育訓練支援給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金を受けられなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 氏名、住所若しくは居所、又は電話番号を変更したときは、その後最初に来所したときに、届書を提出してください。
- 教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)に関する処分又は上記6の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)又は教育訓練支援給付金について分からないことがあった場合には、公共職業安定所の窓口で御相談ください。

(第2面)

様式第33号の2の3 (第3面・第4面)

(第3面)

写真欄

3×2.5

被保険者番号

氏名

処理状況						支給金額	備考
行数	処 理 月 日	認 定 (支 給) 期 間	日数	種 類			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

折 り 曲 げ 線

行数	処 理 月 日	認 定 (支 給) 期 間	日数	種 類	支給金額	備考
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						

種類	教育訓練給付金 (第101条の2の7第2号関係)	専門訓練給付金
	教育訓練給付金 (第101条の2の7第3号関係)	訓練追加給付金
	教育訓練支援給付金	訓練支援給付金

未支給	支給金額の頭に(未)を付す。
追給	支給金額又は(未)の頭に(追)を付す。

(第4面)